

## 山田中学校・東兎中学校再編準備委員会 第6回PTA部会 会議録（要点筆記）

- 日 時 令和8年3月17日（火）19:00～19:30
- 場 所 山田公民館 大会議室
- 出席者 ○委員  
藏本諒子部会長 片山聡美副部会長 片山順菜委員 下浦秀久委員  
山本孝司委員 入口大志委員  
（欠席：三宅仁美委員、諏訪広美委員）  
○事務局  
学校再編推進課 主査 小崎 隆
- 傍聴者 一般 0人 市議会議員 0人 報道関係者 0人

### 1 開会

### 2 議題（要綱第8条に基づき、藏本部会長が議長となる。）

部会長： 事務局から協議（1）新PTA会則について説明をお願いします。

事務局： 【資料1】により説明

前回の協議結果を表にまとめているので確認をお願いします。その後、引き続き、PTA会則について協議をお願いします。

部会長： 前回の協議の内容が資料1にまとめられている。再度、確認していただきたい。また、項目の「会員」についても修正があるため、併せて確認をしていただきたい。特に問題は無いかな。

委 員： 文面に、「玉野PTA連合会」となっているが、正しくは「玉野市PTA連合会」である。

事務局： 修正する。

（他には特に意見なし）（別紙参照）

部会長： 特に意見が無いので、この内容のとおりする。

それでは、前回に続き、新PTA会則の「委員」及び「委員会」について協議を進める。第4回会議で使用した資料と全国PTA連絡協議会の公開資料を参考に協議を進める。まずは、「委員」の項目である。委員の役割としては、文化・体育・厚生・補導などの部会を設置するかどうかを考える必要がある。現在の状況も踏まえて何か意見はあるか。

委 員： 東兎中学校の現状は、数年前に保護者から様々な活動に参加するのが難しいとの意見があり、総務部が実施していた資源回収を取りやめた。その他、

体育部の球技大会の人集めや、文化部の新聞作りも負担になってきたことから、全ての部会の活動は現在行っていない。このことから、新中学校になって新たに部会の活動をすることは難しいと考える。

委員： 山田中学校は、来年度の全校生徒が13人になることから、4部会を立ち上げることで自体難しいため、来年度からは部会は廃止することになっている。来年度なしになることで、東兎中学校と条件が同じになるので、新しい形として部会なしでいいと思う。

部会長： 各中学校の状況から、部会は設置しないということではよろしいか。  
(一同異議なし)  
それでは、部会は設置せず、委員の項目は削除することとする。  
次に、「委員会」の協議に入る。この項目は、各学級単位で学級委員を設置し、学級委員会活動を行うかどうか協議することとなる。何か意見はあるか。

委員： 東兎中学校では、学級委員会は残している。修学旅行などの学校行事を行う際に学級委員が入って協議をしている。その他にも様々な協力をいただいている。

委員： 山田中学校も東兎中学校と同じように、学校行事に関して協力をいただいているので、学級委員会は存続している。

部会長： 学級委員は継続することとし、東兎中学校の会則の「委員会」の項目を基に修正することではよろしいか。

事務局： 東兎中学校を基に修正するのであれば、先ほどの会長や三役会の部分について検討していただきたい。

委員： 特別委員会についての記述があるが、これまでに特別な案件が出たことがないので、この条項を残すかどうかと考えている。

委員： 今後、どうなるかわからない所もあるので、担保として残しておけばいいと思う。

部会長： それでは、「会長」と書かれている部分を、「代表役員」とし、「三役会」とあるところを「代表役員会」に修正することでまとめて良いか。  
(一同異議なし)  
それでは、この修正の通りとする。(別紙参照)

次に、「会議」の項目であるが、東兎中学校の会則を基に構成しているが、この項目について、ご意見はあるか。資料では、2中学校を合わせた（案）となっているので、確認していただきたい。

事務局： この項目についても、着目点は、会長・副会長は置かないことによる修正箇所についてである。また、紙面開催という表現があるが、メール等で行う場合もあるため、“紙面”を“書面”にすることを提案する。

委員： 事務局から説明があったように、会長・副会長及び三役会の表現については、代表役員、代表役員会に修正することで良いと思う。また、書面開催についても問題なしと考える。

部会長： この項目については、先ほどの表現の修正することでよろしいか。  
(一同異議なし)  
それでは、この通り修正する。(別紙参照)

ここまでで、両校を比較したP T A会則の項目の協議は以上で終了である。ただ「会計」の会費の額については継続して協議する。

この他に、全国P T A連絡協議会の公開資料など参考にするなど、新P T A会則に追加する項目があれば、ご提案いただきたいがいかがか。

(特に意見なし)

特にないので、これで新P T A会則についての協議は終了である。

今後、追加したい項目があれば、次回の会議以降にお伝えいただきたい。

本日の会議は以上とする。

### 3 閉会

## 別紙

### 第●章（会 員）

第●条 本会の会員は次のとおりとする。

- 1 玉野東中学校生徒の保護者、またはこれに代わる者。
- 2 玉野東中学校の教職員。
- 3 本会の趣旨に賛同するもの。

ただし、第3号に該当する者の入会は代表役員<sup>（代表役員）</sup>の承認を必要とする。

第●条 会員はすべて玉野市PTA連合会の会員となる。

### 第●章（委員会）

第●条 本会に、各学級・学年単位で行う活動を円滑にするため学級委員会を設け、代表役員が委嘱する。

第●条 学級委員会は主として次の活動を行う。

- 1 各学級・学年単位で活動する事業に関すること。
- 2 その他学校行事への協力援助に関すること。

第●条 本会は、特別な案件について必要と認めるときは、代表役員会にはかって特別委員会を設けることができる。特別委員会は、その任務が終了したとき解散する。

### 第●章（会 議）

第●条 本会の会議は、総会、代表役員会とし、その議決は出席者の過半数の同意によるものとする。

第●条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関で、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しないものとする。

第●条 総会は定期総会および臨時総会とし、書面開催とする。ただし、必要に応じて対面で開催する。定期総会は春季に開催する。

臨時総会は代表役員会の必要と認めるとき、または、会員の3分の1以上の要求のあったとき開催する。

第●条 代表役員会は総会に次ぐ議決機関で、次の業務を行う。

- 1 総会に提案する議案を審査調整すること。
- 2 その他、本会の活動に必要な事項。

※参考 一般社団法人 全国PTA連絡協議会HP PTA規約/会則のアップデート

※章、条の番号は、最終的に付番する。